

令和3年度愛知県相談支援従事者研修（現任研修）実施要領

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

愛知県

3 募集人数（定員を超過した場合は、受講者を選考させていただきます。）

306名

4 受講要件

○現に相談支援業務に従事している者	
①	<p>◎ 平成28年度から平成30年度に相談支援従事者初任者研修を修了した者【初回更新者】又は、平成30年度までに現任研修を修了した者（更新切れになっている者を除く。）【2回目以降更新者】のうち、以下のすべてに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年10月1日から令和3年5月31日までに、指定相談支援事業所等に2年以上勤務見込の者 ・ 演習に際し使用する個別事例（※注1）として、自らが担当しケアマネジメントを行った障害児者の個別ケースについて、事例の概要（A4・1枚程度）、相談受付票、アセスメント票、申請者の現状、サービス等利用計画表、週間サービス計画表を提出可能な者 ・ 市町村の相談支援体制の構築・推進について中核的な役割を担うと思われる者
○現在、相談支援業務に従事していない者	
②	<p>◎ 平成28年度又は平成29年度に相談支援従事者初任者研修を修了した者【初回更新者】又は、平成29年度までに現任研修を修了した者（更新切れになっている者を除く。）【2回目以降更新者】のうち、以下のすべてに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成18年10月1日以降、指定相談支援事業所等に2年以上勤務した経験がある者 ・ 演習に際し使用する個別事例（詳細は上記に準じる）を提出可能な者 ・ 市町村の相談支援体制の構築・推進について中核的な役割を担うと思われる者
○令和2年度愛知県相談支援従事者現任研修の開催中止に伴い、資格延長証明書の交付を受けた者	
③	<ul style="list-style-type: none"> ・ 演習に際し使用する個別事例（詳細は上記に準じる）を提出可能な者
<p>【※注1：個別事例とは】⇒次のすべての条件を満たすことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 匿名化 ➢ 複数のサービスを利用する事例であること（フォーマル・インフォーマルを含む） ➢ 受講者自身が訪問し、アセスメントする事例であること ➢ 受講者自身がサービス等利用計画を作成する事例であること ➢ 既に終結している事例ではないこと 	

【参考：指定相談支援事業所等とは】⇒次のいずれかをいいます。

- ・指定相談支援事業所（特定、一般、障害児）
- ・指定重度障害者等包括支援事業所
- ・基幹相談支援センター
- ・市町村（但し、相談支援業務を行う障害福祉担当部署に限る）
- ・障害者就業・生活支援センター（※）
- ・発達障害者支援センター（※）
- ・高次脳機能障害支援普及事業者（※）
- ・障害児等療育支援事業者（※）

（※）は、国が定める地域生活支援事業実施要綱に基づき実施されるものを言う。

5 注意事項

(1) 相談支援専門員の資格は、更新制度となっています。資格を継続するためには、初任者研修を修了後、5年ごとに現任研修を修了する必要があります。

なお、現任研修は厚生労働省告示にあるように、相談支援業務に従事している者の資質向上を目的として行う研修であるため、愛知県では現任研修を受講するために、一定の実務経験（指定相談支援事業所等での勤務経験）を要件としていますので、御留意ください。（令和元年9月10日の厚生労働省告示改正により、次回以降の現任研修受講の際には過去5年間に一定の実務要件が必要となりますので、御承知おきください。）

＜相談支援従事者（相談支援専門員）の5年ごとの更新について＞

初任者研修の修了年度の翌年度から数えて5年間に1回現任研修を受講すれば資格は失わないこととなります。（初任者研修の修了年度を起点として考えます。）

例えば、平成28年度に初任者研修を修了した者は、平成29年度から数えて令和3年度までの間に1回現任研修を受講すると、次回の現任研修は、令和4年度から令和8年度までの間に1回受講すれば良いことになる。

28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8（年度）
			(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)
初任			現任							現任
受講			受講							受講

┌────────── 5年に1回現任受講 ───────────┐ ┌────────── 5年に1回現任受講 ───────────┐

※ 上記例で、令和元年度に現任研修を受けると、次回は最低でも令和8年度に現任研修を受講すれば良いことになる。（受講間隔が6年空くが可）

(2) よって、平成28年度に初任者研修を修了した方については、令和3年度中に現任研修（現任研修の受講要件を満たしていない方は初任者研修）を受講しないと令和3年度末で相談支援従事者（相談支援専門員）の資格を失効しますので御注意ください。

ただし、現任研修受講にあたっては、指定相談支援事業所等に令和3年5月31日までに2年以上勤務見込がない場合は、受講できません。

資格を失効した方は、再度初任者研修（7日間）を受講することになります。

- ※ 更新期限については、別紙「相談支援従事者（相談支援専門員）の更新期限について」を参考に、各自で確認してください。
- ※ 令和2年度愛知県相談支援従事者現任研修の開催中止に伴い、令和3年2月3日付け2障福第2781号で相談支援従事者（相談支援専門員）の資格の延長が認められた方は、令和3年度中に現任研修を受講しない場合は、資格を失効しますので御注意ください。（相談支援従事者主任研修を修了した場合でも、資格を更新できますが、令和3年度の主任研修の開催の有無は未定であり、受講決定する保証もできませんので、その点御留意ください。）

6 研修日程

現任研修		
区分	開催日	開催場所
合同講義	5月下旬～オンデマンド配信 (2週間程度配信)	オンデマンド配信
演習	A日程	6月15日(火)
		7月13日(火)
		8月10日(火)
	B日程	6月16日(水)
		7月14日(水)
		8月11日(水)
	C日程	6月24日(木)
		7月19日(月)
		8月25日(水)
		ウィルあいち3階大会議室 名古屋市東区東上堅杉町1

- ※ インターバル（研修日と研修日の間）における地域での実習が行われます。実習内容は、以下のとおりです。

インターバル	内 容
演習2日目と3日目	持参した個別事例について、研修2日目にインターバル期間に取り組む課題を整理するので、その課題の内容について、基幹相談支援センター等にて助言を受ける機会に参加する。
演習3日目と4日目	研修3日目にインターバル期間に取り組む課題(①相談支援体制、②自立支援協議会の状況等)を整理するので、その課題の内容について、基幹相談支援センター等で説明を受ける又は協議会や部会に参加する。

- ※ 演習の日程については、会場の定員の都合により、受講生の割り振りを当課で行います。御希望に添えない場合がありますので、御承知おきください。

- ※ 日程及び開催場所は、会場の都合等により変更する場合もあるため、受講決定通知に記載の日程及び場所を必ず確認してください。

7 申込方法等

(1) 提出書類

<事業所>

- ・「受講者推薦及び申込書」(別紙1)

※必ず法人(事業所)の代表者から推薦を受けること。また、必要事項の記入漏れがないようにすること。

<市町村>

- ・事業所が提出した「受講者推薦及び申込書」(別紙1)
- ・「相談支援従事者研修受講者推薦書(市町村⇒県あて提出用)」(別紙2)

(2) 申し込み先

<事業所>

- ・事業所の所在する市町村役場

<市町村>

- ・愛知県福祉局福祉部障害福祉課地域生活支援グループ

(3) 申し込み期限

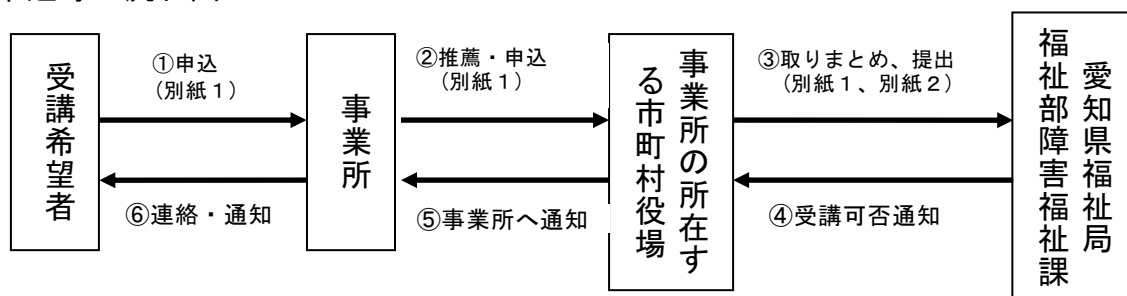
<事業所から市町村役場への提出期限>

- ・申し込み先市町村が設定した期限

<市町村から愛知県障害福祉課への提出期限>

- ・令和3年4月2日(金)必着【厳守】

(4) 申込等の流れ図



8 受講決定

- 別紙1「受講者推薦及び申込書」の記載事項により受講の可否を決定し、愛知県障害福祉課から市町村あてに、令和3年4月下旬(予定)に通知します。
- 応募者が多数の場合は、市町村間の人口バランス、相談支援体制の整備状況、今後の必要性などを考慮のうえ、市町村と調整し、受講者を選考・決定します。
なお、令和2年度愛知県相談支援従事者現任研修(※開催中止)において、受講決定を受けた方を優先に選定します。

9 修了要件

- (1) 課題の提出及び全日程出席が研修修了の条件です。(合同講義については、オンライン配信による動画をすべて視聴のうえ、指定する期日までにレポートを提出し、所定の成績を収めること。)遅刻・中抜け・早退は認めていません。(遅刻・中抜け・早退をすると、以後の受講継続が出来ません。)
なお、令和2年度愛知県相談支援従事者現任研修(※開催中止)において配信された講義をすべて視聴し、レポートを作成した者は合同講義の受講を免除します。(レポートの提出時期及び方法は、受講決定の通知と併せてお示しします。)
- (2) 受講態度等に問題がある場合は、研修修了証書をお渡ししない場合があります。

- (3) 予め指定した日時までに個別事例を持参しない場合のほか、受講決定時及び研修受講時に指示する課題を各提出期限までに提出しない場合、受講者御自身で課題に取り組んでいない場合は、研修日程途中であっても受講決定を取り消します。(受講継続は出来ません)

10 修了証書の交付、修了者名簿の管理

(1) 修了証書の交付

県は修了要件を満たす者に対して修了証書番号、修了年月日、氏名等を記載した修了証書を交付する。

(2) 修了者名簿の管理

県は、上記(1)に掲げる事項を記載した研修修了者名簿を作成し、管理する。
また、推薦市町村に対して研修修了者名簿を送付する。

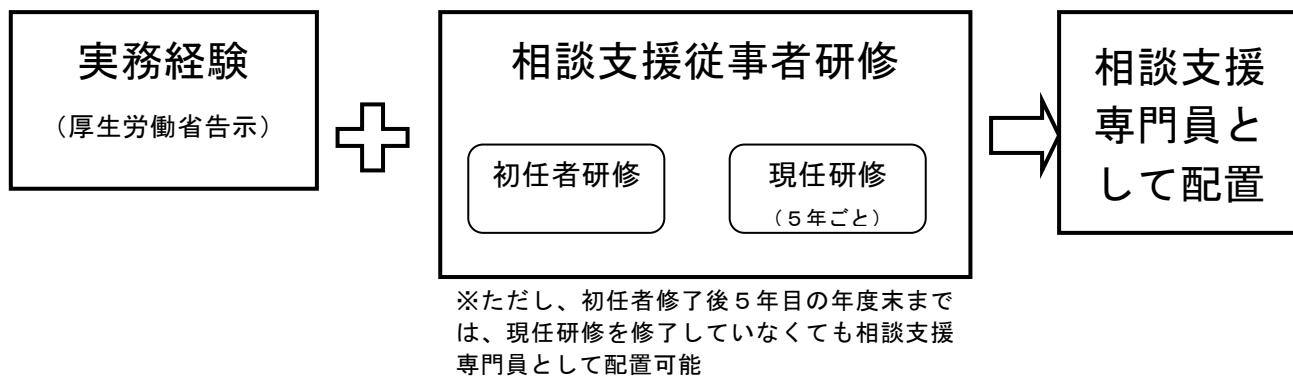
11 新型コロナウイルス感染症に係る取組等について

詳細は、別紙をご覧ください。

12 その他

- (1) 研修の受講要件（実務要件等）と相談支援事業所の指定要件は、必ずしも一致していませんので御承知おきください。相談支援事業所の指定にあたって相談支援従事者の実務要件について疑義がある場合は、市町村担当課又は県障害福祉課事業所指定・指導グループ（052-954-6317）に必ずご確認ください。

(参考) 相談支援専門員の要件



- (2) サービス管理責任者（児童発達支援管理責任者）と相談支援専門員の兼務はできません。
- (3) 相談支援従事者現任研修の受講料は無料です。